



Q1 京都市以外に本社、事務所、キャンパスがある企業、NPO、大学研究室でも申請可能でしょうか？

「京の環境みらい創生事業」は、広く全国から優れた技術シーズや斬新なアイデアを公募し、その育成を図っていく趣旨の事業ですので、京都市以外からの応募も歓迎しております。

ただし、京都市の公的な資金を用いた助成事業ですので、審査の中で、京都市民にとって効用が期待できる事業なのか、京都の企業の成長に繋がる事業なのか、京都市の環境施策との合致性があるか等について、評価させていただくことになります。

例えば、（1）京都市以外に本社があるが、京都市内に工場があり、そこでの雇用や資材調達が期待できる、（2）京都市以外に本社があるが、京都市内の企業や大学と連携して事業を実施するため、京都市内の事業者の技術開発力の向上に繋がる、（3）京都市以外に本社があるが、サービスの展開は京都市内で行い、京都市民が効用を享受できる、などのケースが想定されます。

Q2 既にある程度実績のある事業（完全な新規事業ではない事業）であっても、採択されるのでしょうか？

応募いただく事業は、完全な新規事業ではなく、すでにこれまで技術開発やサービスの創出に努力されてきた事業であっても問題ありません。製品やサービスが完全にできあがっているケースは、当然、採択の対象にはなりません、「ある製品開発を行うために以前より技術開発に注力してきたが、より本格的な事業展開や高度な開発テーマに挑むため追加資金が必要となり、当事業に応募した」というケースも十分採択される可能性があります。

技術的に困難な課題に対してチャレンジし、新しいサービスや製品を生み出そうと挑戦されている企業、大学、NPO等を支援するのが、当事業の趣旨ですので、夢のある御提案、魅力ある技術開発については、新規事業、継続事業に関わらず審査・採択させていただきます。

これまで技術開発について継続的に努力を続けてこられたプランのほうが、実現性や現実性、計画性といった点で、ゼロからスタートする新規事業より説得力が感じられるケースも多いと思われますので、積極的な御応募をお願いします。

Q 3 大学の研究者が申請する場合、申請名義はどのようなものになるのでしょうか？

大学の研究者の方が当事業に応募される場合、その申請は個人名義でしていただくこととなります。個人名義ではなく、研究室単位で当事業に取り組みられる場合は、その研究室の代表者名義で応募いただくこととなります。

「〇〇大学」という大学組織として応募いただく場合は、その大学の学長名義で応募いただくことになり、書類作成や経理の管理等の点で、事務遂行の点から現実的ではないと思われますので、原則としてそのような応募は受け付けていません。判断が難しいケースは、事務局まで御相談ください。

Q 4 書面審査、プレゼンテーション審査では、それぞれどのような点が重点的に評価されるのですか？

募集要項の中に「評価項目一覧表」が添付されていますが、書面審査ではこの「評価項目一覧」に記載されている項目について、ひとつひとつ評価を行っていきます。そのため、これらの項目の全体について、総合的に優れている事業プランが高い評価を得ることとなります。例えば、技術やサービスの新規性や魅力が優れているプランであっても、財務状況や人員体制の点で、プランの遂行に不安が感じられる場合は、総合的に見て評価が低くなってしまうということがあります。

プレゼンテーション審査については、書面審査を通過した事業プランのみが対象となることから、審査の中で、各評価項目をひとつひとつ細かくお聞きしていくことは致しません。応募プランについて、いかに魅力的にわかりやすくお話いただけるか、審査委員の方の質問に的確に回答いただけるかという部分もが重要になってきます。

なお、審査の公平性の観点から、書面審査、プレゼンテーション審査の詳細な内容については、これ以上の回答はお断りしておりますので御了承ください。

Q 5 申請書にて「連携体」について記載する箇所がありますが、連携体を組まなければ、採択されないのですか？

連携体を構築することは必須の事項ではありません。連携体を組まなくとも、優れたプランであれば、採択されます。

ただし、比較的小規模の企業やNPOでしたら、他の組織と連携して事業を展開されたほうが、より規模の大きな事業を実施でき、魅力ある事業プランを作成いただけるものと考えています。また、大学の研究者の方でしたら、実際のモノづくりの段階は、企業等と連携されることが現実的であると考えられます。その他、京都市以外に本社を有する事業者であれば、京都市内の企業と連携体を組まれたほうが、京都市への貢献性がわかりやすく提示できると思われま

す。これらの内容に当てはまる申請者は、連携体の構築を積極的に検討されることが望ましいでしょう。

Q 6 他の自治体や経済産業局、NEDO等の補助金と重複して交付してもらうことはできますか？

他の機関や京都市の他の部局から、すでに補助金を受けて実施されている事業に対し、重複して当事業の補助金を交付することはできません。

ただし、応募プランとは明確に区別できる事業に対し、他の機関等から補助金を受けている場合は、当事業からの補助金の受領は可能です。その場合は、申請書の別紙3「事業計画説明」の「6 その他の補助金・助成金等」の欄に、その旨、記載していただく必要があります。

また、同内容の事業であっても、「過去に」他の機関等から補助金を受けていた場合は、当事業からの補助金の受領は可能です。その場合も、「6 その他の補助金・助成金等」の欄に、その旨、記載しておく必要があります。

なお、同内容の事業でかつ同時期において、他の補助金と重複して受領されていることが判明した場合は、当事業の採択を取り消すこととなります。

Q 7 当社にて技術開発は行うものの、実際の製品の製造は全面的に外部の業者に委託する予定です。このような場合も、当事業の対象となりますか？

全ての業務を、1社の中のみで完結して実施できることはほぼ不可能であり、外部委託を活用し、事業遂行にあたっていただくことは問題ありません。

ただし、当事業の趣旨は、事業提案をいただいた申請者が実施する技術開発やサービスの創出、事業展開に対し助成するというものですので、外部業者への依存度が過剰に大きなものはその時点で対象外となります。